

土壌医の会等の活動に対する助成要綱

平成 31 年 1 月
土壌医の会全国協議会

1.目的

土壌医の会全国協議会(以下、全国協議会)においては、今後、土壌医資格登録者の資質の向上や土づくりの普及を図っていくことが重要な課題となっている。この推進のためには、土づくりの成果をあげていく上で重要な土壌診断と処方箋の作成を適切に行っていくためのデータベースの整備などの取組を行っていくとともに、農業高校等へ出前研修などの取組を行っていくことが必要である。

このような活動の成果をあげていくためには、全国協議会及び地域土壌医の会と事業体土壌医の会(以下、土壌医の会)とともに、全国協議会の正会員とが協調して進めていくことが重要であり、今後、相互の協調活動を強化していく必要がある。

このため、土壌医の会や全国協議会の正会員が行うこのような活動に対し予算の範囲内で助成する。

2.事業内容

(1)事業は、土壌医資格登録者の資質の向上や土づくりの普及に関して多くの土壌医の会や全国協議会の正会員にとって有益な内容のものとする。

(2)事業内容は次のとおりとする。

適切な土壌診断と処方箋作成を支援していく上で必要なデータベース整備事業

農業高校等への出前研修への講師派遣事業

全国協議会と共催して行う土づくり実践研修会において、土壌医の会が実施に当たる研修事業

多くの土壌医の会や全国協議会の正会員の方が土づくりを推進する上で有益と考えられる調査事業

その他、全国協議会の幹事会において必要と認めた事業

3.事業の実施

(1)土壌医の会や全国協議会の正会員が主体となって行う事業は、公募により実施する。

(2)事業の公募については、全国協議会が毎年度、土壌医の会や全国協議会の正会員の方に対して行う。

(3)全国協議会は毎年度公募対象事業等を内容とする公募要領を全国協議会のホームページ上で公表する。

4.申請

事業の実施を希望する土壤医の会や全国協議会の正会員は、その計画内容を記載した申請書を全国協議会事務局(一般財団法人日本土壤協会(以下、土壤協会))に提出する。

5.審査と結果の発表

(1)申請された申請内容の審査は審査委員会で行う。審査委員会の構成メンバーは全国協議会会長、副会長、研鑽部会長、調査研究部会長、土づくり普及部会長と土壤協会代表とする。

(2)審査の結果は、申請者全員に対して連絡する。

6.事務局

事務局は土壤協会とする。

7.その他

(1)平成 30 年度に限り、公募の準備期間等もあり事業対象は 2 の(2)の と の事業のみとする。

(2)この要綱に基づく公募要領については、別途、全国協議会のホームページ上で公表する。

(3)この要綱は平成 31 年 1 月 15 日から施行する。